

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が 発行されます。

～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

● 国民年金保険料は所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。

（その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が該当となります。）

● この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられていますので、平成23年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方に対し、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が本年10月下旬から11月上旬までに日本年金機構から送付されます。

● 年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（又は領収証書）を添付して下さい。

なお、10月1日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納付された方には、来年1月下旬に送付されます。

● ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、納付されたご本人の社会保険料控除の申告に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付して申告してください。

※「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている年

金事務所へお問い合わせください。

年金受給者のみなさんへ

「扶養親族等申告書」は

期限までに提出しましょう！

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています。

（障害年金・遺族年金は課税されません。）

課税対象となる受給者の方には、毎年11月上旬までに日本年金機構から扶養親族等申告書が送付されますので、12月1日の提出期限までに必ず提出してください。

この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決まります。もし提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますのでご注意ください。

なお、年金以外に収入がある方は確定申告が必要です。

平成24年分「扶養親族等申告書」が送付される方	
年齢	年金額が108万円以上
65歳未満	年金額が158万円以上
65歳以上	

お問い合わせ先

津山年金事務所国民年金課
電話(0868)31-23663

消費者情報 ⑬

11月はマイバッグ持参強化月間です。

みなさん、買い物の時にマイバッグをお持ちですか？

11月はマイバッグ持参強化月間です。

スーパーやコンビニエンスストアなどであたり前のように、もらっているレジ袋。その年間使用量は、1人あたり約300枚と言われ、使用後にそのほとんどが「ごみ」として捨てられています。

ごみの問題は、分別してごみステーションに出せばおしまいではありません。その処理には、県では年間約238億円、県民一人あたり1万2千円、町では約2億9千万円、町民一人あたり約1万2千円の費用がかかるだけでなく、さまざまな環境問題を引き起こす原因ともなっています。

また、町民一人あたりの生ごみの排出量は、平成22年度に年間約80kg、1日約219gとなっています。

ごみを出す私たち二人ひとりが使い捨ての生活を見直して、まずは買い物から環境に優しい生活を始めてみませんか？

この機会にぜひマイバッグを持って買い物に行きましょう。レジ袋削減にみなさまのご協力をお願いします。

お問い合わせ先

町民環境課 森元 電話(0868)54-2984



岡山県マスコット ももっち

ノーレジ袋 社会実験

平成23年 11月 は

レジ袋秋休みキャンペーン

マイバッグ持参強化月間

～お買い物の際、マイバッグを持参してレジ袋に秋休みをあげましょう～

レジ袋さん、毎日お疲れさま！この秋(11月)は、たっぷりお休みしてね♪

レジ袋秋休みを機にマイバッグ持参を習慣にしましょう！

岡山県・岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議



岡山県マスコット ももっち